平成28年熊本地震 「転居費用助成金」のご案内

1. 助成の内容

平成28年熊本地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まいでの居住を余儀なくされた方が、住まいの再建先（新築・購入・補修した住宅、賃貸住宅・公営住宅等）へ転居した際に要した費用を定額で助成します。

※住まいの再建先は、熊本県内に限ります

※本助成金における「転居」とは・・・

- プレハブ仮設住宅やみなし仮設住宅から、新たな住まい（再建先）に居所を移した場合
- り災住所から直接住まいの再建先に居所を移した場合
- り災住所から親戚宅等の応急的な住まいに居住した後、新たな住まいの再建先に居所を移した場合



2. 対象者

◆ 以下の①～③のいずれかに該当する方が、「転居」した場合に対象となります。

① 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『全壊・大規模半壊』の方

② 熊本市が発行した「住家のり災証明書」の判定が『半壊』で、その住家の解体をした方

③ 応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、みなし仮設住宅）の入居者で、供与期間中に退去した方（供与期間が延長になった場合は、延長期間内に退去した方）

※すでに転居が完了している方も対象となります。

3. 助成額

1世帯あたり　10万円

※「り災証明書」上の世帯が対象となります。1世帯につき、1回に限り申請可能です。

※ プレハブ仮設住宅・みなし仮設住宅に同居する複数の世帯が、同一の再建先に転居した場合は、一つの世帯とみなします。

裏面も必ずご確認ください

4. ご提出いただく書類

□　熊本市転居費用助成金交付申請書　（申請窓口または市ホームページで入手できます）
□　熊本市が発行した住家のり災証明書の写し
□　再建先の住宅へ入居後の住民票の写し（世帯全員分の続柄が記載されたもの）
　※「り災証明書」の提示により、交付手数料が免除される場合があります。
□　再建先の入居に関する契約書等の写し（建築請負契約書、賃貸借契約書、公営住宅入居許可証など）
　※契約者名、契約日、入居住所等の転居先情報が分かる部分
□　助成金の振込先口座の通帳の写し
□　半壊の方は自宅の解体を証明する書類（解体証明書等）

※申請には、印鑑（シャチハタ不可）が必要となります。
※転居費用の領収書は不要です。
※被災住所と再建先住所が同一の場合、転居があったことを証する書類が必要になる場合があります。

5.申請手続き

○ 住まいの再建先への転居完了後、郵送　または　申請窓口　にてお手続きください。

【郵送先】
　〒860－8601　熊本市中央区手取本町1－1
　「復興総室住まい再建助成金担当　宛」

【申請窓口】
　各区役所　熊本地震支援金申請窓口
　受付時間　月～金曜日の9:00～16:00（祝日除く）
　[中央区]：中央区役所（市役所）1階　[東区]：東区役所2階　[西区]：西区役所1階
　[南区]：南区役所1階　[北区]：北区役所1階

○ 申請期限
　再建先の住宅に転居した日から、6ヶ月経過した日又は令和3年（2021年）3月31日のいずれか早い日までに、申請してください。

注意事項　（よくお読み下さい）

1. 助成金の申請受付後、審査のうえで支給を決定します。
2. 毎月末日までの申請受付分を、翌月20日（休日の場合は翌営業日）に指定の口座に振り込みますので、予めご了承下さい。（支給に当たっては、決定通知書を送付します。）
3. 申請書の記載誤り等があった場合は、支給までに時間を要する又は支給できない場合がありますので、ご注意下さい。（この場合、個別にご連絡させていただく場合があります）
4. 不正に助成金の交付を受けた場合は、ただちに返還していただきます。
5. 支給前に、世帯の全員が亡くなられた場合は、助成対象となりません。

お問い合わせ先

【熊本地震支援金コールセンター】
TEL ： 0570－003－157